

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

事務事業名	身体障害児者補装具・日常生活用具給付事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)	
部等名	保健福祉部	課等名	福祉課		包含する細々目	1	3	1	3	15	1	0	
政策	3 健やかに安心して暮らせるまちづくり												
施策	34 障害者福祉の推進												
実施区分	18終了	会計	一般会計	環境調整会議		不要							
		事業期間	S24	年度～	18	年度							
												長野県障害者プラン 飯田市障害者プラン 身体障害者福祉法 児童福祉法	

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	身体障害児者のうち、補装具・日常生活用具を希望する人	身体障害児者概算数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度	23年度以前に終了は終了年度とする	
			6880			
		補装具・日常生活用具希望者数(人)	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		
			650			
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
障害児者が、日常生活の不便を解消して、自立した生活をおくれるようにする。	補装具及び日常生活用具の給付を受けて自立した生活をおくれるようになった障害者数(人) / 補装具・日常生活用具希望者数(%)	18目標	98	最終目標		
		18実績	98	19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	<p>身体障害児者が残存機能を生かして社会参加し、自立する事を促進し、質の高い生活を継続して送るための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補装具の給付                     <ul style="list-style-type: none"> <li>障害により失われた身体の機能を補完するための、障害の種類や程度に応じて、機器を給付する。</li> <li>日常生活用具の給付                             <ul style="list-style-type: none"> <li>障害があるため、在宅での日常生活の不便な面を補うための用具を障害の種類程度に応じて給付する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>* 納税額により一部自己負担あり。</p>	<p>補装具給付及び修理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす 歩行杖 義肢 補聴器 ストマ用具等</li> </ul> <p>日常生活用具の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者用テープレコーダー</li> <li>聴覚障害者用屋内信号装置 特殊寝台等</li> </ul> <p>平成18年10月より自立支援法が施行されることにより、自立支援給付の中の補装具(補装具給付及び修理)、地域生活支援事業(日常生活用具)と体系や内容が変わる。</p>	<p>補装具の給付数(件)</p> <p>日常生活用具給付件数(件)</p>	<p>1050</p> <p>95</p>
	18年度の実績			
	19年度計画	平成18年10月から自立支援法が施行され、身体障害児者補装具給付事業は自立支援給付事業に、日常生活用具給付事業は地域生活支援事業に移行された。	0	0

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定国庫支出金	14,965	0
	特定県支出金	46	0
	起債		
	その他		
	一般財源	15,011	0
	事業費計(A)	30,022	0
人件費	正規職員所要時間	18年度 800	19年度
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	2,861	0
	トータルコストA+B	32,883	0

特定財源内訳や補足事項	補装具	国1/2	市1/2
	日常生活用具	国1/2	市1/2
	(県単分)	県1/2	市1/2

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値			
	安心して地域で日常生活が送れる	安心して地域で日常生活が送れている割合	現状値	68	19実績	
			20実績		21実績	
			22実績		23目標	68
			現状値		19実績	
			20実績		21実績	
22実績				23目標		

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
国の制度として創設された。	対象となる補装具や日常生活用具の種類が少しずつ拡大している。 平成18年10月より自立支援法が施行され自立支援給付の補装具(補装具給付及び修理)、地域生活支援事業(日常生活用具)に移管される。	平成18年第1回定例議会において、自立支援法についての質問がされた。

### 【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由)	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がない (その理由)
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由)
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由)		他に類似事業はありますか？また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)？	(評価) 必要ある (その理由)		成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 不可能 (その理由)
			公平性 評価	受益者は誰ですか？また、負担の是非、程度は妥当ですか？	(評価) 妥当でない (受益者とその理由)

### 【Plan】改革改善

今後の事業の方向性	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
<input checked="" type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	平成18年4月施行(10月実施)の自立支援法下では、補装具は自立支援給付事業に、日常生活用具は地域生活支援事業に移行する。
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

#### 【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？		

#### 【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	